

久留米市指定給水装置工事事業者の指定申請のご案内

1 指定の基準

指定申請をされる前に以下のことを確認して下さい。

- ① 給水装置工事主任技術者として選任されることとなる資格者がいること
- ② 以下の省令で定める機械器具を有すること。
 - イ. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ロ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ハ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ニ. 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しないこと
 - イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ. 水道法第6条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 提出書類

提出書類は以下のとおりです。注意事項をよく読んで記入して下さい。

	提出書類	注意事項
法人 個人	指定給水装置工事事業者指定申請書	役員の氏名の欄には、法人組織の場合は、 <u>登記簿謄本を参考にしてもれなく記入して下さい。</u> <u>個人事業者の場合には代表者のみ記入して下さい。</u>
//	誓約書	印鑑を忘れないでください。
//	機械器具調書	「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」に分類して記入して下さい。 また「1 指定の基準 ②」に記載してある工具は必ず必要な工具です。この記入がない場合には指定できません。
法人	定款の写し（会社の場合） 又は、 寄付行為の写し（公益法人）	法人組織の場合のみ提出して下さい。 また、写しの最後に下記のように「原本と相違ないものである」ことの証明し印鑑を押して下さい。 (記載例) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> この写しは現行のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市〇〇町〇〇〇〇-〇 株式会社 〇〇設備  代表取締役 〇〇 〇〇 </div>
法人	履歴事項全部証明書（原本）	法人組織の場合のみ提出して下さい。

	提出書類	注意事項
個人	代表者の住民票 又は 外国人登録証明書	個人事業者の場合のみ提出して下さい。
法人 個人	緊急連絡体制	緊急時に連絡を取るためのものです。
//	位置図	市内、町内での事業所の位置がわかる位置図 (S=1/10,000 程度)
//	付近の地図	ゼンリン地図等による付近の地図
//	申請時アンケート	
//	給水装置工事主任技術者選任・ 解任届出書	日付と選任年月日を受記入で提出して下さい。 指定工事店になってから 14 日以内に提出。
//	主任技術者免状の写し	「給水装置工事主任技術者選任届出書」で選任する方 の免状の写し
//	写真 1 枚	「給水装置工事主任技術者選任届出書」で選任する方 の写真 (3cm×3cm、カラー) を 1 枚 裏に業者名・氏名・免状の番号を記入して下さい。
//	指定給水装置工事事業者の業 務内容 (営業時間・漏水修繕・ 対応工事等)	
//	適切に作業を行うことができ る技能を有する者の従事状況	資格を有している場合は、資格を証明する書類 (資格 証等) の写しを添付してください。

3 その他

- ①指定に伴って以下の費用がかかりますので、あらかじめご了承下さい。
 - ・ 新規指定手数料 5,000円
- ②『久留米市給水装置工事設計施工指針』
久留米市ホームページ→上下水道→上水道→給水装置工事設計施工指針よりダウンロードして使用してください。
- ③受付は毎月15日を締切りとし、翌月1日を指定日とします。

4 連絡先

指定申請について不明な点があれば以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
久留米市企業局上下水道部
給排水設備課 給水チーム
電話：0942-30-8522